

盛岡市幼齡造林木食害対策支援事業の手続きの概要について

1 留意事項

- ・この事業は、事前申請です。事業着手後の申請は補助の対象となりませんのでご注意ください。
- ・補助金交付申請（本申請）の様式は、事前調査結果通知の送付時にお送りします。
- ・類似する他の補助事業との併用はできません。
- ・先着順での受付となります。

2 手続きの流れ

	申請者	市
事前調査	① 事前調査シート等の提出 ※記載内容は、記入例を参照願います。	
		書類審査及び審査結果の送付
本申請	① 補助金交付申請書の提出	
		交付決定通知書の送付
	施業実施	
	※（補助額の増額変更、事業期間の延長の場合のみ）補助変更申請書の提出	
		変更交付決定通知書の送付
	② 事業完了報告書の提出	
		完了検査
		補助金額確定通知書の送付
	③ 請求書の提出	
		支払い

3 提出書類について

① 事前調査時

☐	事前調査シート
☐	現況写真（全景写真および、食害被害がある場合は被害状況が確認できる写真）
☐	位置図
☐	プロット調査報告書
☐	造林又は下刈り時の測量図面及び野帳 ※無しの場合は、直近の測量図面及び野帳

② 本申請時

☐	補助金交付申請書
☐	事業計画書
☐	収支予算書
☐	申請内訳書
☐	施業箇所位置図
☐	森林計画図
☐	森林所有者であること及び施行所在地を確認できる書類の写し
☐	納税対応状況申出書 （法人又は個人事業主（前々年の課税売上高が1,000万円を超える者）に限る。）
☐	申立書（他の補助事業を利用しない（していない）旨）
☐	その他、市長が必要と認める書類

③ 補助事業完了時

☐	補助事業完了報告書
☐	事業実績書
☐	収支決算書
☐	完了内訳書
☐	・受委託契約書等の写し（森林所有者と受委託契約や請負契約により事業を実施した場合） ・その他事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書等
☐	社会保険等加入状況調査表
☐	写真（施工前、施工後、近景、遠景）
☐	その他、市長が必要と認める書類

④ 請求時

☐	補助金交付請求書
--------------------------	----------